

追加給付申請案内

提出書類

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【追加給付】(別記第11号様式)

※ 必要事項をご記入ください。

※ 申請書に添付する書類はありませんが、後日、書類の提示(又は提出)を求める場合があります。
(下記注意事項2を参照してください。)

提出期限

令和3年3月1日(月)まで(必着)

提出先

〒150-8010(住所不要) 渋谷区役所子ども家庭部子ども青少年課子育て給付係 へ郵送してください。
持参の場合は、月～金(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00に 渋谷区役所(宇田川町1-1) 4階3番窓口へ
提出してください。

注意事項

(※必ずご確認ください)

- 1 この給付(追加給付)は、新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの世話をすることが必要となり働く時間が減少したなどの影響があった場合に申請ができます。
- 2 申請の際、上記注意事項1により収入が大きく減少した内容を確認できる書類を、申請書に添付(又は提示)する必要はありません。ただし、申請日から5年間は、申請内容に疑義が生じた等の場合に、給与明細書の控えなど、収入が減少したことを示す書類の提示又は提出を求めることがありますので、求められた場合に当該書類を提示(又は提出)できるようにしておいて下さい。
- 3 区が給付金を給付した後、追加給付の申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきますので、ご承知おきください。
- 4 生活保護を受給している人は、追加給付の支給の対象とはなりません。

お問い合わせ先

渋谷区子ども家庭部子ども青少年課子育て給付係

電話 : 03 (3463) 2558 FAX : 03 (5458) 4942

申請書類は、渋谷区ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp>

2か所に押印してください。

給付金の申請をされる方の氏名等を記入してください。

必ずチェックを入れてください。
※この給付（追加給付）は、新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの世話をすることが必要となり働く時間が減少したなどの影響があった場合に申請できます。

振込口座は、原則としてアにチェックを入れてください。

アの口座を登録していない場合は、イの受取口座記入欄に金融機関の口座情報を記入した上で、振込先金融機関口座確認書類（通帳の写し等）を添付してください。

誓約・同意事項をご確認の上、各項目すべてにチェックを入れてください。

注意事項は必ずお読みください。

別記第11号様式(第5条関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【追加給付】

支給市区町村
渋谷区 長 殿

捨印
霞

下記【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※併せて下記【注意事項】を良くお読みになり、申請してください。

1 申請・請求者 記入日 令和 2 年 9 月 1 日

(フリガナ) 氏名 カズミ タロウ 霞 太郎	性別 霞 男	生年月日 平成 2 年 1 月 8 日	現住所 〒150-0042 渋谷区 宇田川町1番1号 電話 03 (3463) 1211
--	------------------	------------------------	--

*記名押印に代えて署名することができます。

申立 て (下記チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少しました。

2 受取方法 (ア・イのうちいずれかひとつのチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

ア 児童扶養手当の口座への振込みを希望(口座番号などの記入は不要です。)

イ 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※下記【受取口座記入欄】に必要事項を記入し、受取口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカードの写し(コピー))を裏面に貼付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナ又はアルファベット) ※「1. 申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行 信用金庫 信用組合	支店	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」といいます。)(基本給付)の支給要件を満たし、過去に同じ給付(給付金(追加給付))を受けたことはありません。
- 渋谷区が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに渋谷区が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 当該申請内容を確認するため、渋谷区が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。なお、公簿等で確認を行うこととした際に、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 当該申請内容を確認するため、渋谷区が必要な児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等の医療費助成及び児童手当の公簿等の確認を行うことに同意します。なお、公簿等で確認を行うこととした際に、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

【注意事項】 (※必ずお読みください。)

(注1) 本給付は新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの世話をすることが必要となり働く時間が減少したなどの影響があった場合に申請できます。

(注2) 上記の申請及び申立て内容を確認できる書類について、この申請書を提出する際の提示(又は提出)は必要ありません。ただし、申請日から5年間は、申請内容に疑義が生じた等の場合に、給与明細書の控えなど、収入が減少したことを示す書類の提示又は提出を求められることがありますので、求められた場合に当該書類を提示(又は提出)できるようにしておいて下さい。

(注3) この申請書は、渋谷区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。